

利用期限：利用券に記載の期日



「特定保健指導」利用券

対象者：40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者で特定健康診査の結果で利用対象となった方

助成額：特定保健指導に係る全額(自己負担はありません)



※特定健診・特定保健指導の実施率は保険者の後期高齢者支援金負担の加算・減算に関わるものです。健診の受診、保健指導の利用により、共済組合全体の実施率の向上に努めていきましょう！

健診は、生活習慣を改善し、病気の予防や早期発見、早期治療につなげるために行われます。健康でいるためには、定期的に健診を受け、まずはご自身のからだの状態や変化を知ることが大切です。健診を後回しにせず、ご自身の健康管理のために、年に一度の健診を習慣づけましょう。

2月～3月は、健診機関等の予約が取りづらくなります。受診期限までまだ余裕があると思うことなく、お早目に予約・受診されることをお勧めいたします。



健康生活を
サポートする

健康相談事業

相談は無料!!

平成28年度 利用状況

平成28年度に寄せられました相談件数については、下表のとおりです。

これらの相談事業は、組合員はもちろん、ご家族の方も健康やこころの悩みについてご利用いただけます。しっかりとした知識をもち経験豊富な相談員が対応し、個人情報保護法の遵守と相談者のプライバシーを厳守し機密を保持いたします。



利用件数	電話健康相談	メンタルヘルス相談		合計
		ハートランド しぎさん	大学院連合 メンタルヘルスセンター	
平成26年度	139	7	9	16
平成27年度	109	9	26	35
平成28年度	77	3	73	76